

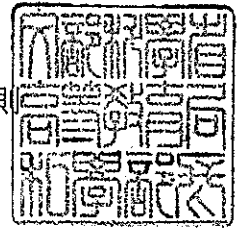


29文科高第594号
平成29年9月29日

各都道府県知事 殿
文部科学大臣所轄各学校法人理事長

文部科学省高等教育局私学部長

村田 善 貝



(印影印刷)

私立学校法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）により、専門職大学及び専門職短期大学の制度が創設されることに伴い、別添のとおり「私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第38号）」が平成29年9月29日に公布され、同日から施行されることとなりました。

改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、十分に御承知の上、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律により、専門職大学及び専門職短期大学の制度が創設されることを踏まえ、私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号。以下「規則」という。）における所要の規定を整備するとともに、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）において、平成31年度に開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可申請の申請期間が変更されることに合わせ、そのための学校法人の寄附行為の認可申請等の申請期間を変更する等の措置を講じたものである。

第2 改正の概要

- 1 大学の国際連携学科の設置に係る学校法人の寄附行為の変更認可申請について規定する規則第4条第5項の規定に、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）及び専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定による国際連携学科の設置の場合を加えること。（第4条第5項関係）
- 2 平成31年度に開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可申請の申請期間が、平成29年11月1日から11月30日とされることを踏まえ、そのための学校法人の寄附行為の認可申請等の申請期間を同年11月1日から11月30日に改めること。（附則第2項関係）

第3 施行期日

公布日から施行すること。

【添付資料】

私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第38号）

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局

私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線2532）

E-mail：sigakugy@mext.go.jp

○文部科学省令第三十八号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十五条の二の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

文部科学大臣 林 芳正

私立学校法施行規則の一部を改正する省令

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(寄附行為変更認可申請手続等)

(寄附行為変更認可申請手続等)

第四条 [略]

第四条 [略]

2~4 [略]

2~4 [略]

5 第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第六十三条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第二条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

5 第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第二条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

6~12 [略]

6~12 [略]

(登記の届出等)

(登記の届出等)

第十三条 [略]

第十三条 [略]

2・3 [略]

2・3 [略]

4 令第一条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二条第一項第五号に掲げる書類及び第四条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を

4 令第一条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二条第一項第五号イ及びロに掲げる書類及び同条第一項第五号ロに掲げる書類並びに第四条第一項

有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成三十一年度に開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合における第二条第一項、第四条第二項及び第九条第二項の適用については、これらの規定中「十月一日から同月三十一日まで」とあるのは「十一月一日から同月三十日まで」とする。